

別表（第2条関係）

補助事業名	ドローンを活用した地域防災力向上支援事業
補助事業の目的	災害発生時の円滑な被害状況の収集・応急対策の実施に資するドローンの利活用（被災調査・救援物資搬送等）推進のため、災害発生対応や防災訓練など県からのドローン操縦要請に協力する者（以下「協力者」）の育成・支援を行い、地域防災力の向上を図る。
補助事業の対象となる者	「無人航空機操縦者技能証明」を新規取得し、協力者として県に登録する県内在住者
補助事業の対象となる経費	「無人航空機操縦者技能証明」の取得に要する以下の経費 ・ 県内に所在する国土交通省の登録講習機関への入学金、講習の受講料 ・ 県内に所在する国土交通省の指定試験機関における技能証明試験の手数料 ・ 無人航空機操縦者技能証明書の交付手数料 ・ その他事業実施に必要と認められる経費
補助率	1 / 2
補助金の額	予算の範囲内で、1人あたりの上限を50千円とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
適用除外する条項	第19条、第22条第2項
その他の事項	—

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画書 (当初) [別紙 1] ・ 資格を取得する意思の確認ができる書類 (講習申込受付確認票等) ・ 積算の根拠となる資料 (見積書 (写) またはそれに準ずる資料) ・ その他必要と認める資料
	<p>(指定期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途通知する日
第 7 条 第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>交付決定額に変更を及ぼさない範囲での変更</p>
	<p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>事業の目的や効果に影響を及ぼさない細部の変更</p>
	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画書 (変更) [別紙 2] ・ 積算の根拠となる資料 (見積書 (写) またはそれに準ずる資料) ・ その他必要と認める資料
	<p>(指定期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途通知する日
第 9 条 第 1 項	<p>(報告事項等)</p> <p>—</p>
第 1 1 条	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施結果報告書 [別紙 3] ・ 支出の根拠となる資料 (領収書 (写) またはそれに準ずる書類) ・ 無人航空機操縦者技能証明書 (写) ・ その他必要と認める資料
	<p>(指定期日)</p> <p>補助事業完了後30日以内または翌年度の4月30日のいずれか早い日</p>
第 1 9 条 第 1 項	<p>(処分制限期間)</p> <p>—</p>